

「科学技術・イノベーション政策強化推進チーム」の開催について（案）

平成 30 年 2 月 〇 日

イノベーション戦略調整会議決定

- 1 イノベーション戦略調整会議の下、研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための統合的な戦略の策定に関する調整に資することを目的として、「科学技術・イノベーション政策強化推進チーム」（以下「チーム」という。）を開催する。
- 2 チームの構成員は、別紙のとおりとする。
チーム長は内閣総理大臣補佐官、チーム長代理は内閣官房副長官補及び内閣府審議官をもって充てる。
- 3 チーム長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、または関係者の出席を求めることができる。
- 4 チームの庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）において処理する。
- 5 前各項に掲げるもののほか、チームの運営に関する事項その他必要な事項は、チーム長が定める。

(別紙)

科学技術・イノベーション政策強化推進チーム

チーム長	内閣総理大臣補佐官
チーム長代理	内閣官房副長官補 内閣府審議官
構成員	内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当） 内閣官房内閣審議官 （併任 内閣府大臣官房審議官（科学技術・イノベーション担当）） 内閣官房内閣審議官 内閣官房内閣審議官 内閣府大臣官房審議官（科学技術・イノベーション担当） 内閣府大臣官房審議官（科学技術・イノベーション担当） 内閣府大臣官房審議官（科学技術・イノベーション担当） 内閣府大臣官房審議官（科学技術・イノベーション担当） 内閣官房日本経済再生本部事務局次長 内閣官房健康・医療戦略室次長 内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室室長代理 内閣府大臣官房審議官（経済社会システム担当） 内閣府規制改革推進室次長 内閣府知的財産戦略推進事務局長 内閣府宇宙開発戦略推進事務局長 内閣府総合海洋政策推進事務局長 総務省国際戦略局参事官 外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学部審議官 財務省主計局次長 文部科学省大臣官房審議官（高大接続・高等教育局担当） 厚生労働省大臣官房審議官（危機管理、科学技術・イノベーション、 国際調整、がん対策担当） 農林水産省農林水産技術会議事務局研究総務官 兼 消費・安全局付 兼 生産局付 兼 林野庁付 経済産業省大臣官房審議官（産業技術環境局担当） 国土交通省大臣官房技術審議官 環境省大臣官房審議官（総合環境政策統括官グループ、自然 環境局等担当） 防衛省防衛装備庁技術戦略部長

(平成30年2月現在)